

第 14 期 報 告 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月 31 日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしました。感染対策の徹底及びワクチン接種が促進され、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気を持ち直しの動きが見られました。しかし、変異株の出現による再拡大の懸念、さらには緊迫化する国際情勢の影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

リース業界におきましては、2021年度のリース取扱高（公益社団法人リース事業協会統計 速報値）は4兆1,811億円、前年度比8.1%減に落ち込みました。

このような環境下、当社は、2020年度より開始した5か年の中期経営計画「Real Change 2025」に基づき、業界大手の一角を担う特徴あるユニークな企業として収益性と成長性の追求により、最終年度における純利益300億円を達成すべく、以下の重点施策を講じてまいりました。

営業面におきましては、「北米を中心とした海外事業展開」、「DX推進による新領域でのビジネス創出」、「地方が抱える社会課題の解決に向けたビジネスの強化」、「オリジネーション機能を発揮したアセットビジネスの拡大」、「既存営業基盤の活性化と生産性向上」を重点施策とし、積極的にビジネスを展開しました。具体的には、米国での最適なフードバリューチェーン構築に資するソリューション提供、マレーシア現地法人の営業開始等による海外営業基盤の拡大、また、モビリティ、ロボティクス、金融の各分野における次世代型ビジネスを推進するスタートアップ企業とのパートナー関係構築、再生可能エネルギー事業、農業生産者向け課題解決スキームの全国展開等を通じた地域活性化に資する案件への取り組み、国内での不動産賃貸事業、さらには、株式会社日本包装リースへの出資による子会社化等、ビジネスモデル転換・専門領域拡大を着実に進めてまいりました。

経営管理面におきましては、「経営資源の戦略的配分、人材力の底上げや役職員のモチベーションを高める施策の推進」、「業務プロセス改革を通じた生産性の向上と業務全体の最適化、環境変化に対応したマネジメント態勢の高度化」を重点施策とし、社員の価値観の多様化や自律的な働き方の実現を背景に、テレワークやフレックスタイム制度、社員の意欲と能力・成果に報いるための新人事制度の運用を進めてまいりました。また、デジタル技術を活用した営業支援の強化と経営管理の高度化を推進し、業務のオンライン化等を加速させました。

また、企業活動を通じ、環境・人権といった世界が直面する社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献するサステナビリティ経営においては、世界が直面する社会課題の中から重点的に取り組むべき課題として5つのマテリアリティを特定

しました。そして、それらに総合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。具体的には、海洋環境への負荷ゼロを目指す陸上養殖事業の支援、再生可能エネルギー事業向けファンドへの出資等、当社グループを挙げて持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

資金調達面におきましては、取引金融機関との良好な関係を通じて調達の安定化を進めるとともに、適切なALM運営により資金コストの抑制に努めました。

なお、株式会社日本格付研究所より取得している長期格付は「A」および短期格付「J - 1」を維持、株式会社格付投資情報センターより取得している長期格付は「A-」から「A」に格上げされました（短期格付は「a - 1」維持）。

以上の結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

契約実行高は、リース市場の縮小にかかわらず、設備投資意欲の高い成長産業を中心に積極的に営業展開した結果、前期比19.9%増の7,632億円となり、営業資産残高は、前期末比13.4%増の1兆9,241億円となりました。

セグメント別の営業資産残高は、リース・割賦事業では前期末比9.3%増の1兆4,158億円、ファイナンス事業では前期末比28.1%増の4,806億円となりました。

売上高は前期比5.6%増の4,592億円、売上総利益は前期比8.5%増の528億円、営業利益は前期比68.5%増の257億円、経常利益は前期比82.9%増の259億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比101.0%増の184億円となりました。

総資産は前期末比2,444億円増加して2兆1,200億円となり、純資産は前期末比233億円増加の2,595億円、自己資本比率は前期末比0.5%低下して11.9%となりました。

当社といたしましては、将来の事業拡大に必要な自己資本の状況を考慮しつつ、継続的に利益配分を行うことが重要な経営目標のひとつであると認識しており、当期末の株主配当につきましては、普通株式および種類株式とも1株当たり125円の配当をさせていただきたいと存じます。

(2) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは、グループ経営理念を以下のとおり定め、株主をはじめとして、顧客、従業員、投資家、地域社会等様々なステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

<経営理念>

Real Challenge, Real Change

私たちは金融の枠組みを超えて、
お客様の思い描くビジネスの将来を、
ともに見つめ、育み、実現することに挑戦し続けます。
より良い社会と未来のために。

Leasing Our Passion
J A 三井リースグループ

② 中期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2020年度より中期経営計画「Real Change 2025」に取り組んでおります。「Real Change 2025」は、「ビジネスモデルの転換と新たな収益基盤の創出」、「経営資源の戦略的配分と成長を後押しする多様な人材力の強化」、「企業成長を支える業務基盤およびマネジメント態勢の最適化・高度化」の三点を課題として認識し、業界大手の一角を担う特徴あるユニークな企業として収益性と成長性を追求、外部評価の向上と役職員の幸福感増大を目指すものです。以下の中期経営計画に定める基本方針とそれぞれに掲げる重点施策を実行し、計画の実現・達成に向け尽力してまいります。

(基本方針および重点施策)

- i) ボーダーレス化が進む社会への対応
北米を中心とした海外事業展開の強化
DX分野への取り組み
- ii) 地方創生、地域活性化に資する取り組み
地方が抱える社会課題の解決に向けたビジネスの強化
- iii) ビジネスモデル転換による専門領域の事業拡大
オリジネーション機能を発揮したアセットビジネスの拡大
既存営業基盤の活性化と生産性向上
- iv) 経営資源の戦略的配分と成長を後押しする多様な人材力の強化

経営資源の戦略的配分、人材力の底上げや役職員のモチベーションを高める施策の推進

- v) 企業成長を支える業務基盤およびマネジメント態勢の最適化・高度化
 業務プロセス改革を通じた生産性の向上と業務全体の最適化
 環境変化に対応したマネジメント態勢の高度化

(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第11期	第12期	第13期	第14期 (当連結会計年度)
売 上 高	452,376	467,135	434,971	459,232
経 常 利 益	23,791	22,334	14,196	25,970
親会社株主に帰属する当期純利益	16,176	15,904	9,185	18,464
1株当たり当期純利益	219円12銭	215円44銭	124円43銭	250円11銭
総 資 産	1,710,625	1,769,241	1,875,534	2,120,018
純 資 産	220,297	230,362	236,185	259,562

② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第11期	第12期	第13期	第14期(当期)
売 上 高	344,830	317,693	299,501	303,209
経 常 利 益	12,643	13,306	9,204	18,002
当 期 純 利 益	9,054	10,609	6,993	13,638
1株当たり当期純利益	122円65銭	143円71銭	94円73銭	184円74銭
総 資 産	1,390,676	1,441,083	1,532,569	1,670,068
純 資 産	177,527	183,038	187,471	195,420

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(4) 主要な事業内容

当社グループの事業は、主として機械設備等各種物品のリース、割賦およびファイナンスであり、また各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。

(5) 主要な拠点

① 当社

国内

本社 東京都中央区
支店 札幌、盛岡、仙台、宇都宮、さいたま、長野、新潟、金沢、静岡、名古屋、大阪、岡山、広島、高松

国外

支店 台北

② 子会社

国内 東京都中央区、福岡県福岡市、大阪府大阪市

国外 ニューヨーク、カリフォルニア、ジャカルタ、シンガポール、クアラルンプール

(注)大阪府大阪市の拠点は、近畿総合リース株式会社の解散に伴い2022年4月1日を以って閉鎖されました。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
近畿総合リース株式会社	812百万円	100.00%	総合リース業
J A三井リース九州株式会社	750百万円	100.00	総合リース業
J A三井リースオート株式会社	300百万円	100.00	自動車および車両の賃貸および売買
J A三井リースアセット株式会社	200百万円	100.00	中古機器販売業、保険代理店業、各種事務代行業
J A三井リース建物株式会社	110百万円	100.00	不動産の賃貸
JA Mitsui Leasing Capital Corporation	US\$ 5,000	100.00	米国および周辺諸国でのリース、金融等
PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia	Rp 3,500億	99.99	台湾での半導体製造設備リース インドネシアでの自動車販売金融等

- (注) 1. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 近畿総合リース株式会社は、2022年4月1日を以って当社に吸収合併されたことにより解散致しました。
3. JA Mitsui Leasing Capital Corporationの議決権は、当社が100%出資する子会社JA Mitsui Leasing USA Holdings, Inc.が100%保有しています。
4. PT. Mitsui Leasing Capital Indonesiaの議決権比率には、当社が99.99%出資する子会社PT. Matahari Artha Nusantara が保有している議決権比率14.99%を含みます。
5. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,970名	30名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、派遣社員）250名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
714名	14名減	41.3歳	15年4か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、派遣社員）90名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	期末借入金残高
	百万円
農林中央金庫	120,485
株式会社みずほ銀行	102,489
三井住友信託銀行株式会社	100,606
株式会社三井住友銀行	97,000
株式会社三菱UFJ銀行	95,592

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式 :	168,000,000株
	第Ⅰ種種類株式 :	16,000,000株
	第Ⅱ種種類株式 :	50,000,000株
	第Ⅲ種種類株式 :	16,000,000株
	(合 計 :	250,000,000株)
(2) 発行済株式の総数	普通株式 :	32,415,296株
	第Ⅰ種種類株式 :	4,077,528株
	第Ⅱ種種類株式 :	33,448,582株
	第Ⅲ種種類株式 :	3,883,500株
	(合 計 :	73,824,906株
(3) 株主数	普通株式 :	200名
	第Ⅰ種種類株式 :	1名
	第Ⅱ種種類株式 :	2名
	第Ⅲ種種類株式 :	1名

(4) 大株主（上位10社）

株 主 名	持 株 数(株)					合計株式 持株比率
	普通株式	第Ⅰ種 種類株式	第Ⅱ種 種類株式	第Ⅲ種 種類株式	合計株式	
農 林 中 央 金 庫	10,827,249	4,077,528	16,724,291		31,629,068	42.84%
三井物産株式会社	10,178,944		16,724,291	3,883,500	30,786,735	41.70%
全国農業協同組合連合会	940,500				940,500	1.27%
株式会社三井住友銀行	914,200				914,200	1.23%
三井住友信託銀行株式会社	912,100				912,100	1.23%
三井住友海上火災保険株式会社	769,700				769,700	1.04%
大樹生命保険株式会社	745,700				745,700	1.01%
株式会社西日本シティ銀行	740,000				740,000	1.00%
三井住友トラスト保証株式会社	708,664				708,664	0.95%
全国共済農業協同組合連合会	653,125				653,125	0.88%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
新分敬人	代表取締役	経営全般、C C O、内部監査部
北森信明	代表取締役	経営全般、営業全般、D X推進に関すること 海外業務（海外現地法人、海外支店を含む）
岡田忠明	取締役	コンプライアンス統括部、人事総務部、法務部、審査部
中島隆博	取締役	総合企画本部、業務企画部、農林水産本部
北林太郎	取締役	農林中央金庫 常務執行役員
菊地原伸一	取締役	三井物産株式会社 執行役員 コーポレートディベロップメント本部長
岡本達也	取締役	三井物産株式会社 執行役員 モビリティ第二本部長
大野慎治	取締役	株式会社三井住友銀行 常務執行役員 グローバルコーポレートバンキング本部 副本部長
野田雅也	取締役	三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員
菅原良美	常勤監査役	J A三井リース九州株式会社 非常勤監査役 J A三井リース建物株式会社 非常勤監査役
武田英之	常勤監査役	J A三井リースオート株式会社 非常勤監査役
塚本英巨	監査役	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

- (注) 1. 監査役 武田英之、塚本英巨の両氏は、社外監査役であります。
 2. 取締役のうち、北林太郎、菊地原伸一、岡本達也、大野慎治、野田雅也の各氏は、非業務執行取締役であります。
 3. 当期中に新たに就任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

氏名	地位	就任年月日
新分敬人	代表取締役	2021年6月25日
北林太郎	取締役	2021年6月25日
大野慎治	取締役	2021年6月25日
野田雅也	取締役	2021年6月25日
武田英之	監査役	2021年6月25日

4. 当期中に退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

氏名	地位	退任年月日
古谷周三	代表取締役	2021年6月25日
八木正展	取締役	2021年6月25日
頃末広義	取締役	2021年6月25日
下別府俊也	取締役	2021年6月25日
尾本英樹	取締役	2021年7月30日
渡邊邦夫	監査役	2021年6月25日

5. 当社は、経営における意思決定、監督機能と業務執行機能の分担の明確化、執行機能の拡充によるコーポレートガバナンス体制の強化を図るため執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

氏 名	役 位	管掌・担当・委嘱
※ 新分 敬人	社長執行役員	経営全般、CCO 管掌：内部監査部
※ 北森 信明	副社長執行役員	経営全般、営業全般、DXに関すること 管掌：海外業務（海外現地法人、海外支店を含む）
※ 岡田 忠明	専務執行役員	管掌：コンプライアンス統括部、人事総務部 法務部、審査部
※ 中島 隆博	専務執行役員	管掌：総合企画本部、業務企画部、農林水産本部 J A三井リースアセット株式会社 J A三井リースオート株式会社
春原 博	常務執行役員	管掌：機械本部、流通産業本部 J A三井リース建物株式会社
三木 篤行	常務執行役員	管掌：三井営業本部、プロジェクト本部 I C T事業本部、船舶・輸送本部
田中 嘉典	常務執行役員	管掌：財務部、経理部 海外現地法人・海外支店（経営管理に関する補佐）
上野 一彦	常務執行役員	管掌：東日本営業本部、西日本営業本部 J A三井リース九州株式会社 協同ライフケア株式会社
平沢 良明	常務執行役員	管掌：首都圏営業本部、関西営業本部 近畿総合リース株式会社
土井 清視	常務執行役員	委嘱：JA Mitsui Leasing USA Holdings, Inc. Chief Executive Officer 兼 JA Mitsui Leasing Capital Corporation Director 兼 President 兼 First Financial Corporate Services, Inc. Director 兼 Chairman 兼 First Financial Holdings, LLC Director 兼 Chairman
保崎 隆行	常務執行役員	委嘱：総合企画本部長
堀江 元	執行役員	委嘱：PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia President Director
高橋 佳靖	執行役員	委嘱：法務部長 兼 海外法務室長
長崎 正晃	執行役員	委嘱：J A三井リースオート株式会社 代表取締役社長
橘川 文男	執行役員	I T環境再構築プロジェクトに関すること
服部 昭寛	執行役員	委嘱：審査部長
大江 則夫	執行役員	委嘱：財務部長

氏 名	役 位	管掌・担当・委嘱
柴田 稔	執 行 役 員	委嘱：J A三井リース九州株式会社 代表取締役社長
中村 俊介	執 行 役 員	委嘱：プロジェクト本部長
越水 昇一	執 行 役 員	委嘱：総合企画本部 海外統括部長
工藤 真樹	執 行 役 員	委嘱：J A三井リース建物株式会社 代表取締役社長
小川 毅	執 行 役 員	委嘱：株式会社日本包装リース 代表取締役社長
萩原 徹	執 行 役 員	委嘱：総合企画本部 経営管理部長

(2) 責任限定契約の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役の全員とそれぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令に定める額のいずれか高い額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により填補されます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	80百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、JA Mitsui Leasing Capital Corporation及びPT. Mitsui Leasing Capital Indonesiaは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人が実施する必要な監査項目について、監査計画内容、並びに過年度の監査実績や同業・同規模他社との比較における報酬単価の妥当性を確認し、当事業年度の報酬額見積りの算定根拠等の必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針（内部統制システム基本方針）を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および使用人（執行役員および職員。以下同じ）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令を遵守し、公正で自由な競争を心がけ、高い倫理観のもと適法かつ誠実な事業活動を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業に求められる社会的責任を自覚して行動することにより、ステークホルダーから信頼される経営体制の確立を図る。
- ・ 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびその子会社における職務執行の法令等遵守状況に関し、内部監査を実施し、子会社に対しては子会社による内部監査の指導等に当たる。
- ・ 当社は、当社およびその子会社の取締役および使用人に共通して適用する行動規範を定め、当社および子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令等とその基準を明確化するとともに、啓蒙資料等を配布するほか、倫理観を高めるための研修プログラム等を整備する。
- ・ 当社は、法令および定款その他社内諸規程に違反する行為（違反行為と思われる疑義行為を含む）が生じた場合に、当社および子会社の取締役および使用人が、報告・相談できるように、通報・相談窓口を設置し、その利用方法等について社内に周知する。
- ・ 当社は、コンプライアンスプログラム、コンプライアンス態勢等を企画・モニタリングする部門を設置するなど、コンプライアンスに関する施策を総合的な観点から検討するための体制を整備する。
- ・ 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部門を設置し、外部専門機関等と連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めるなど、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 当社においては、文書の保存および管理に係わる諸規程を定め、重要な会議の議事録のほか、取締役の職務執行に係わる記録文書（電磁的記録を含む）の保存期限および管理方法を明確化し、適切に保存および管理を行う。
- ・ 当社は、情報セキュリティに関する方針・基準を定め、文書およびデータの

ほか、これに関連するシステム等の関連機器、施設を含めた情報資産全般に対して総合的な安全対策を講じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が管理すべき損失の危険（以下「リスク」という。）を、当会社の目的であるリースおよびファイナンス事業の展開に伴って能動的に取得する信用リスク、アセットマーケットリスク、金融市場リスク、流動性リスクと、オペレーショナルリスクに分類する。当社においては、これらリスク項目を統合的に管理するため、グループリスクマネジメント方針を定め、管理体制を明確化したうえで、関連部門による組織横断的な検討や取り組みが図られるよう体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を図るとともに、組織、業務分掌および職務権限に関する諸規程を定め、適切かつ効率的な意思決定が行われる体制を整備する。
- ・ 当社は、取締役会に付議する当社経営全般に関する基本方針および重要事項について事前審議を行うとともに、取締役会が決定した経営全般に関する方針・諸規程等に基づき、重要事項の審議・決定を行う会議体として経営会議を設置する。
- ・ 当社は、内部統制に係わる枠組み整備全般および業務プロセスの設計監理を行う部門を設置する。また、これらの適切性・有効性の評価・検証は内部監査部門が行う。
- ・ 当社の業務の効率性確保については、オペレーショナルリスク管理と一体的な運用の取り組みを行うものとし、関連部門による組織横断的な検討や取り組みが図られるよう体制を整備し、業務プロセス上の改善点の抽出と専門的かつ総合的な対策の検討を行い、その結果を定期的に経営会議に報告させ、審議することにより、必要な措置が講じられるよう手当てする。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、株主・取引先等の利害関係者に対して、適正な財務情報を提供していくことが、社会的な信用の維持・向上を図るうえでの必須要件であるものと認識し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程および関連諸規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保に向けての阻害要因が発生するリスクを管理する。

⑥ 当会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当会社は、子会社の管理に関する規程を定め、当会社とその子会社の間において協議または報告する体制等を整備することにより、各社の経営管理を行う。また、子会社に対しては、業務計画の策定を義務づけるとともに、その実施状況のモニタリング・評価を行う。
- ・ 当会社は、前記①から⑤までの各種体制を子会社に対して整備させ、その整備・運営状況の報告を求めるとともに、不備等がある場合は適宜指導・管理を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役は、監査役監査に関する諸規程にもとづいて、代表取締役と協議のうえ、期間を定め、当会社職員を監査業務の補助に当たらせることができる。
- ・ 監査業務の補助に当たる職員は、当該期間中、取締役または所属組織の管理職の指揮命令系統から離脱し、監査役の指揮命令のみに従う。
- ・ 監査業務の補助に当たる職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役および使用人からの報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する。
- ・ 当会社は、当会社およびその子会社からの内部通報に対応する部門を設置するとともに、当該部門は、当会社およびその子会社からの内部通報の状況について監査役に報告する。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社は、適正な目的により監査役へ報告を行った当会社およびその子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を精算するために、適切な予算を確保するとともに、監査役が請求する費用等について、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用の全てを負担する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、法令、定款、監査役監査に関する諸規程にもとづき、取締役会のほか、重要な社内会議に出席することができるとともに、これらの議事録ならびに取締役および使用人の職務執行に係わる記録文書をいつでも閲覧することができる。
- ・ 監査役は、取締役および使用人に対して、各々の職務の執行状況について、報告を求めることができる。
- ・ 監査役は、内部監査部門長に対して、内部監査に係わる方針、状況、結果等に関する報告を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組状況

当社は、業務を行うに際して適用を受ける会社法、貸金業法、金融商品取引法等各種法令その他諸規則等の遵守を含むコンプライアンス運営体制強化と実効性確保を目的に、年度毎にコンプライアンスプログラムを策定しております。これに基づき、各種コンプライアンス研修や意識調査の実施、内部通報体制の整備等を行うとともに、不正防止・発見のために定期的にモニタリングを実施しております。これらの内容・結果については、原則四半期毎および必要に応じて随時開催するコンプライアンス委員会にて審議・報告することにより、管理体制の評価と不正防止策の策定などを通じ内部管理体制の強化に取り組んでおります。

なお、当期におきましては、社員がより活用しやすくするためにコンプライアンス・マニュアル（コンプライアンス・ハンドブックに名称変更）を電子ブック化して改訂のうえ、当社が守るべき法律や社会的な規範等について再周知する等、役職員のコンプライアンス意識向上に努めております。また、反社会的勢力との取引排除の取り組みについては、顧客属性照会作業を一部自動化することにより迅速な確認ができる体制を構築し、利便性と適正なコンプライアンス態勢維持の両立に努めております。

② 損失の危険の管理に関する取組状況

当社の管理すべき損失の危険（以下「リスク」という）の管理につきましては、グループリスクマネジメント方針にて、当社およびその子会社を含めた範囲を対象として、リスク特性に応じた管理担当部門（以下「個別リスク管理担当部門」という）を定め、リスク管理体制の構築、リスク評価・把握およびリスク状況モニタリングを行っております。また、これらリスクを統合的に管理するために、統括部門を定め、個別リスク管理担当部門と連携し、組織横断的にリスクコントロールを行い、重要な事項につきましては、原則四半期毎および必要に応じて随時開催する統合リスク管理委員会にて審議・決定を行っております。なお、リスク毎の管理に関する取組状況につきましては、以下のとおりであります。

i) 信用リスク、アセットマーケットリスク

審査部門を中心としてカントリーリスクを含めた個別案件審査を慎重に行うとともに、重要な案件等については、原則週1回および必要に応じて随時開催する審議会にて、案件の選別を行っております。また、案件取組後も取引先の信用状況をモニタリングすると共に、差入れられた担保等の価値を踏まえながら貸倒引当金を計上する方法により管理しております。さらに、外部データや当社がこれまで蓄積したデータに基づく独自の信用格付システムによって格付を付与すると共に、格付別にシーリング額を設定することによってリスク分散を図りながらポートフォリオ管理を行っております。また、オペレーティングリ

ース取引など期中または期日返済原資を当該リース物件の中古売却回収金に依拠する取組に関しては、物件中古市場の変動リスクを常時注視しながら、物件価格のリスクを統計的に推計する手法により計量化し、リスク量の把握に努めています。そのうえで、統合リスク管理委員会にて、資産残高調整の検討等を行い、これらリスクのコントロールに努めております。

ii) 金融市場リスク、流動性リスク

資産運用と資金調達における金利形態や契約期間等のミスマッチによって生じる金利変動リスクや流動性リスクについて、財務部門を中心として、内外市場金利の動向を常時注視しながら、統計的に推計する手法によって計量化し、リスク量の把握に努めています。そのうえで、統合リスク管理委員会にて、マーケット情勢の分析を踏まえた当該リスク量に対応するヘッジ検討を行い、リスクコントロールに努めております。

iii) オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクのうちシステムリスクについては、必要に応じて随時随時開催するデジタル戦略委員会にて、事務リスク等その他リスクについては、原則四半期毎および必要に応じて随時開催するオペレーショナルリスク実務者協議会にて、その対応を検討・審議し、同協議会にてオペレーショナルリスク全般を取り纏めて統合リスク管理委員会に報告することにより、全社リスクの網羅的な把握を行っております。また、当社の業務の過程にて生じるオペレーショナルリスク報告の対象となる事象（以下「オペリスク報告事象」という）等により顕在化したオペレーショナルリスクの低減に向けた取組として、リスク管理統括部門、業務企画部門およびコンプライアンス統括部門を中心として、オペリスク報告事象等の社内情報公開による注意喚起を図るほか、各部門に設置するコンプライアンス担当者を対象として、原則半期毎にオペレーショナルリスク管理・オペリスク報告事象の再発防止対応等の研修を実施し、コンプライアンス担当者を通じて再発防止策の全社周知を図っております。

なお、当期におきましては、事業継続リスクへの対応として、新型コロナウイルス緊急対策本部の継続、体制・ルール整備、DX活用を含めた業務の見直し、セキュリティを担保しつつ利便性を高める施策等を実施しております。また、情報システムにおける統制を主な目的としたシステム統制委員会から、経営層の関与をより強めたうえで、事業面・人材面におけるDX戦略、Data Driven戦略等を含めた幅広い議論の場へ転換するためにデジタル戦略委員会へ発展的に改編しております。

③ 取締役の職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組状況

取締役会は、原則月1回および必要に応じて随時開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定および業務執行の監督を行っております。また、当社では取締役会において選任された執行役員が業務執行を担当し、業務執行の最高意思決定機関として経営会議を設置しております。経営会議は全ての役付執行役員により構成され、原則月2回および必要に応じて随時開催し、取締役会に付議

する経営全般に関する基本方針および重要事項について事前審議を行うとともに、取締役会が決定した経営全般に関する方針・諸規程等に基づき、重要事項の審議・決定を行っております。また、各種委員会において審議・報告された事項のうち重要な事項につきましては、取締役会および経営会議へ報告することとしております。

④ 当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保に関する取組状況

関係会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程にて、その統括部門を定め、同規程に基づいて、連結経営体制および関係会社管理体制の構築・整備等を行っております。また、コンプライアンス統括部門や審査部門などの関係部門は、統括部門と連携し、連結経営の観点から必要な指導・助言等を行っております。なお、関係会社からは、定期的に経営状況に関する報告を受けるとともに、関係会社に関する重要な意思決定については、当社の取締役会および経営会議等で審議・決定を行っております。

⑤ 内部監査の状況

内部監査については、内部監査部を社長管掌の独立した組織として設置し、年度当初に経営会議で承認を受けた内部監査計画に基づき、全社における事業運営活動が、事業計画および各種法令・規程に準拠し適切に行われているか等を中心に監査を行っております。

⑥ 監査役監査の状況

監査役監査については、監査役3名で実施しており、取締役会に出席するほか、常勤監査役2名については、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、内部監査部、監査役および会計監査人は相互に連携し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

さらに、常勤監査役2名が主要な国内関係会社の監査役を兼務し監査するなど、当社グループ全般の監査の実効性向上に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,867,084	流動負債	1,077,899
現金及び預金	76,862	支払手形及び買掛金	36,085
受取手形	10	短期借入金	367,874
割賦債権	137,154	1年内償還予定の社債	20,000
リース債権及びリース投資資産	1,111,778	1年内返済予定の長期借入金	131,739
営業貸付金	394,393	コマーシャル・ペーパー	402,968
その他の営業貸付債権	82,773	債権流動化に伴う支払債務	44,945
賃貸料等未収入金	2,547	リース債務	15,846
その他の営業資産	25,183	未払法人税等	4,530
商 品	9,845	割賦未実現利益	7,674
そ の 他	33,047	賞与引当金	1,821
貸倒引当金	△6,512	役員賞与引当金	37
固定資産	252,934	資産除去債務	1,449
有形固定資産	180,992	そ の 他	42,924
賃貸資産	175,708	固定負債	782,556
賃貸資産	174,212	社 債	120,000
賃貸資産前渡金	1,495	長期借入金	504,118
社用資産	5,284	債権流動化に伴う長期支払債務	123,573
無形固定資産	7,473	繰延税金負債	241
賃貸資産	340	退職給付に係る負債	5,922
の れ ん	1,953	預り保証金	27,339
ソフトウェア	3,642	資産除去債務	601
そ の 他	1,537	そ の 他	760
投資その他の資産	64,468	負債合計	1,860,456
投資有価証券	51,269	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	906	株 主 資 本	246,062
繰延税金資産	2,452	資 本 金	32,000
そ の 他	10,580	資 本 剰 余 金	66,363
貸倒引当金	△740	利 益 剰 余 金	147,698
資産合計	2,120,018	その他の包括利益累計額	5,640
		その他の有価証券評価差額金	8,049
		繰延ヘッジ損益	10
		為替換算調整勘定	△2,129
		退職給付に係る調整累計額	△289
		非支配株主持分	7,859
		純資産合計	259,562
		負債純資産合計	2,120,018

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		459,232
売上原価		406,426
売上総利益		52,806
販売費及び一般管理費		27,024
営業利益		25,781
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	362	
持分法による投資利益	230	
為替差益	12	
その他の	34	652
営業外費用		
支払利息	301	
社債発行費	159	
その他の	3	464
経常利益		25,970
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	319	
関係会社株式売却益	6	
負ののれん発生益	463	807
特別損失		
固定資産除売却損	13	
投資有価証券評価損	40	
関係会社株式評価損	5	
関係会社整理損	4	
ゴルフ会員権売却損	3	67
税金等調整前当期純利益		26,709
法人税、住民税及び事業税	8,420	
法人税等調整額	△109	8,310
当期純利益		18,398
非支配株主に帰属する当期純損失		△65
親会社株主に帰属する当期純利益		18,464

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	32,000	66,291	132,894	231,185
会計方針の変更による累積的影響額			917	917
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,000	66,291	133,811	232,102
(当連結会計年度中の変動額)				
剰余金の配当			△4,577	△4,577
親会社株主に帰属する当期純利益			18,464	18,464
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		72		72
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	72	13,887	13,959
当 期 末 残 高	32,000	66,363	147,698	246,062

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	9,785	△112	△7,915	△565	1,191	3,808	236,185
会計方針の変更による累積的影響額					—	—	917
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,785	△112	△7,915	△565	1,191	3,808	237,102
(当連結会計年度中の変動額)							
剰余金の配当							△4,577
親会社株主に帰属する当期純利益							18,464
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							72
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,736	123	5,786	276	4,449	4,051	8,500
連結会計年度中の変動額合計	△1,736	123	5,786	276	4,449	4,051	22,459
当 期 末 残 高	8,049	10	△2,129	△289	5,640	7,859	259,562

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 47社

主要な連結子会社名は、「事業報告1. (6)重要な子会社の状況」に記載しております。

JA Mitsui Leasing Asia Pacific Holding Pte.Ltd.他3社は設立したことにより、合同会社TULIP6匿名組合他7社は出資したことにより、㈱日本包装リースは株式を取得したことにより、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

Dyna Shipholding Pte.Ltd.

㈱アークキャピタルインベストメント

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社のうち、Dyna Shipholding Pte.Ltd.他47社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その資産、負債及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、連結の範囲から除外しております。

また、㈱アークキャピタルインベストメント他22社については、小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 12社

みちのくリース(株)

Mitsui Rail Capital,LLC 他10社

農中JAML投資顧問(株)他1社は、設立したことにより当連結会計年度より新たに持分法の適用範囲に含めております。

持分法適用関連会社であったひめぎんリース(株)は全保有株式を売却したことにより当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

Dyna Shipholding Pte.Ltd.(非連結子会社)

㈱アークキャピタルインベストメント(非連結子会社)

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社のうち、Dyna Shipholding Pte.Ltd.他47社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、持分法の適用範囲から除外しております。

非連結子会社の㈱アークキャピタルインベストメント他22社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia他7社の社の決算日は12月31日、JAML自然エネルギー投資事業有限責任組合他9社の決算日は1月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。また、匿名組合イオランダリースの決算日は9月30日、匿名組合エスメラルダリース他1社の決算日は8月31日ではありますが、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券…………… 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ……………

時価法

③ 棚卸資産……………

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

見積賃貸期間を償却年数とし、見積賃貸期間終了時に見込まれる処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法を採用しております。

一部の賃貸資産については、有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、無形固定資産は定額法を採用しております。

② その他の固定資産

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～38年

器具備品 2年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については倒産確率を基礎として算定した率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,451百万円であります。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び原価の計上基準
リース料を収受すべき時にリース売上高とリース原価を計上する方法によっております。
- ② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益に計上しております。
在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により、収益及び費用は各社の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引
金利通貨スワップ
ヘッジ対象
営業貸付金及び借入金
リース債権及びリース投資資産
- ③ ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法
資産及び負債から発生する金利変動リスクをヘッジし、資産・負債・損益を総合的に管理(ALM)し、安定した収益を確保する目的で、経営会議で定められた社内規程に基づきデリバティブ取引を行っております。
ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動及びキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理
ヘッジ手段
金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引
ヘッジ対象
営業貸付金及び借入金、リース債権及びリース投資資産
ヘッジ取引の種類
相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するもの
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度に全額一括処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～19年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

貸倒引当金の計上

(1) 当連結会計年度計上額

貸倒引当金（流動）	△6,512百万円
貸倒引当金（固定）	△740百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の4.に記載した内容と同一であります。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

信用リスクの程度は、当社グループが定める自己査定規程に基づいて、定期的に自己査定を行い、取引先の経営状況に応じて決定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後の終息時期を予測する事が困難な状況ではあるものの、今後一定の落ち着

きを見せ経済活動も徐々に回復するものと想定しておりますが、当社グループの取引先の信用リスクに影響があると仮定しております。これらの影響により予想される損失に備えるため、特定の取引先の債務者区分を足元の業績悪化の状況を踏まえて、自己査定を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債権の評価にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分計上されていると判断しております。ただし、債権の評価には管理不能な不確実性が含まれており、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済環境への影響の他、予測不能な前提条件の変化等により、債権の評価が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

割 賦 債 権	6,591百万円
リース債権及びリース投資資産	152,965百万円
営 業 貸 付 金	46,025百万円
そ の 他 の 営 業 貸 付 債 権	818百万円
貸 貸 資 産 (有 形 固 定 資 産)	319百万円
投 資 有 価 証 券	1,086百万円
そ の 他 (投 資 そ の 他 の 資 産)	15百万円
合 計	207,820百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	2,116百万円
債権流動化に伴う支払債務	44,741百万円
長 期 借 入 金	21,245百万円
債権流動化に伴う長期支払債務	122,130百万円
合 計	190,234百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

貸 貸 資 産 の 減 価 償 却 累 計 額	57,608百万円
社 用 資 産 の 減 価 償 却 累 計 額	3,040百万円

3. 保証債務等

他の会社の金融機関からの借入債務等に対する保証

M&M Shipholding Pte.Ltd.	11,909百万円
LNG CORNFLOWER SHIPPING CORPORATION	10,721百万円
Mitsui Rail Capital,LLC	2,030百万円
ICE GAS LNG Shipping Co.,Ltd.	1,224百万円
その他	313百万円
合 計	26,198百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	32,415千株	—	—	32,415千株
第Ⅰ種種類株式	4,077千株	—	—	4,077千株
第Ⅱ種種類株式	33,448千株	—	—	33,448千株
第Ⅲ種種類株式	3,883千株	—	—	3,883千株
合計	73,824千株	—	—	73,824千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月25日開催の第13回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,577百万円
- ・1株当たり配当額 普通株式 62円
第Ⅰ種種類株式 62円
第Ⅱ種種類株式 62円
第Ⅲ種種類株式 62円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2022年6月28日開催予定の第14回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 9,228百万円
- ・1株当たり配当額 普通株式 125円
第Ⅰ種種類株式 125円
第Ⅱ種種類株式 125円
第Ⅲ種種類株式 125円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行借入れによる間接金融のほか、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行い、中核のリース事業及び割賦販売、営業貸付などの金融サービス事業を展開しております。これらの事業に関して、特定業種や特定企業への集中化リスクを回避するとともに、与信ポートフォリオにおける信用リスク量（一定の信頼区間における信用VaRと信用コストの差額）を定期的に計量し健全性の維持に努めております。

借入金、コマーシャル・ペーパー、社債等の資金調達については、財務安定性の観点から資金調達手段の多様化、取引金融機関の分散などに努めるほか、金融情勢の変化に機動的に対応するため、資産・負債の統合管理（ALM）を実施しており、その一環としてデリバティブ取引も行って

おります。デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対するリース債権、リース投資資産、割賦債権、営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金融機関からの借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、金融・資本市場の機能が顕著に低下した場合などに、通常の資金調達を通じた資金の量の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入については金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。外貨建のリース・割賦及び貸付取引については、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建の借入により為替の変動リスクを減殺しております。

デリバティブ取引には資産・負債の統合管理（ALM）の一環で行っている金利スワップ取引があります。当社グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する諸規程に従い、営業債権について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、特定の顧客（与信先）や業種への過度な与信集中リスクを回避するためのシーリング制度の適用、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。また、信用リスク量（一定の信頼区間における信用VaRと信用コストの差額）を定期的に計量し、分析・モニタリングを行っております。

② 金融市場リスクの管理

当社グループは、保有する資産及び負債を統合的に管理（ALM）の上、金利の変動リスクを管理しております。「グループリスクマネジメント方針」において、リスク管理方法や手続等の詳細を定め、統合リスク管理委員会において、金融市場動向の情報分析、金利変動リスクポジションの把握・確認、今後の対応方針の協議・承認を行っております。為替の変動リスクに関して個別の案件ごとに管理しております。なお、金利変動リスクの定量的分析として、期末後の金利リスクの合理的な予想変動幅を用いて損益に与える影響額を算定しており、金利以外の全てのリスク変数が一定であることを仮定し、2022年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）上昇したものと想定した場合には、金融資産及び金融負債の時価は1,913百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して、適時に会社全体の資金管理を行うほか、一定の現預金残高の維持、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」における契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません。（(注1)）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化に伴う支払債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 割賦債権 (*1)	129,479		
貸倒引当金 (*2)	△752		
(2) リース債権及びリース投資資産	128,727	129,342	614
見積残存価額 (*3)	△46,173		
貸倒引当金 (*2)	△2,051		
(3) 営業貸付金	1,063,552	1,075,658	12,105
貸倒引当金 (*2)	394,393		
	△2,981		
(4) その他の営業貸付債権	391,411	393,501	2,089
貸倒引当金 (*2)	82,773		
	△110		
(5) 投資有価証券	82,662	82,810	147
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	20,368	20,368	—
(6) 破産更生債権等	906		
貸倒引当金 (*2)	△736		
	169	169	—
資産計	1,686,892	1,701,851	14,958
(1) 社債 (*4)	140,000	139,540	△459
(2) 長期借入金 (*5)	635,858	634,527	△1,330
(3) 債権流動化に伴う長期支払債務 (*6)	168,519	168,647	128
負債計	944,377	942,715	△1,661
デリバティブ取引 (*7)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△46	△46	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	139	139	—
デリバティブ取引計	92	92	—

- (*1) 繰延処理した割賦未実現利益を割賦債権より控除しております。
- (*2) 対応する貸倒引当金を控除しております。
- (*3) リース投資資産に含まれる見積残存価額を控除しております。
- (*4) 1年内償還予定の社債を含めております。
- (*5) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*6) 債権流動化に伴う支払債務に含まれる1年内返済予定の債権流動化に伴う長期支払債務を含めております。
- (*7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は、次の通りであり、「資産(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	15,809
組合出資金等(*2)	15,090

- (*1) 非上場株式は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5号に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項にもとづき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,604	8,264	—	16,868
社債	—	—	3,500	3,500
デリバティブ取引				
通貨関連	—	238	—	238
金利関連	—	85	—	85
資産計	8,604	8,588	3,500	20,692
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	231	—	231
負債計	—	231	—	231

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦債権	—	—	129,342	129,342
リース債権及びリース投資資産	—	—	1,075,658	1,075,658
営業貸付金	—	—	393,501	393,501
その他の営業貸付債権	—	—	82,810	82,810
破産更生債権等	—	—	169	169
資産計	—	—	1,681,482	1,681,482
社債	—	139,540	—	139,540
長期借入金	—	—	634,527	634,527
債権流動化に伴う長期支払債務	—	—	168,647	168,647
負債計	—	139,540	803,175	942,715

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式のうち活発な市場で取引されているものは、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している上場株式のうち市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価額と認められないものは、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金及びその他の営業貸付債権

割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金及びその他の営業貸付債権の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、その帳簿価額から担保及び保証による回収見込み額等に基づいて算出した貸倒見積高を控除した金額により算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、公表されている相場価格を参照して算定しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額(*)と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

債権流動化に伴う長期支払債務

債権流動化に伴う長期支払債務の時価は、債権流動化の対象となるリース債権等をレベル3の時価に分類しているため、これと同様にレベル3の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,892円00銭
2. 1株当たり当期純利益	250円11銭

(重要な後発事象に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2021年11月25日開催の取締役会における決議に基づき、2022年4月1日付で当社の完全子会社である近畿総合リース株式会社（以下「KSL」）の不動産事業を同じく当社の完全子会社であるJ A三井リース建物株式会社（以下「JAMLT」）に継承させる吸収分割を、当社を存続会社としKSLを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

1. 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

- ・吸収分割 KSLの不動産事業に関する資産、債務、契約、その他権利義務
- ・吸収合併 上記以外のKSLにおける全ての資産、債務、契約、その他権利義務

②企業結合日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

- ・吸収分割 KSLを分割会社とし、JAMLTを承継会社とする吸収分割
- ・吸収合併 当社を存続会社としKSLを消滅会社とする吸収合併

④結合後の企業の名称

変更はありません。

⑤企業結合の目的

当社グループでは、2020年度より開始した中期経営計画「Real Change 2025」沿って国内営業基盤の収益力強化を進めております。本事業統合により、関西地域での更なる営業強化はもとより、KSLがこれまで培ってきた「お客様との関係性」と、J A三井リースグループが有する「ソリューション提案力」を掛け合わせ、スピード感をもってお客様の経営課題解決に向けたビジネス機会の獲得を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,522,724	流動負債	799,331
現金及び預金	47,694	支払手形	4,114
割賦債権	83,070	買掛金	21,854
リース債権	244,364	短期借入金	137,760
リース投資資産	548,029	1年内償還予定の社債	20,000
営業貸付金	207,137	1年内返済予定の長期借入金	106,721
その他の営業貸付債権	77,769	コマースヤル・ペーパー	402,968
賃貸料等未収入金	804	債権流動化に伴う支払債務	44,741
その他の営業資産	10,416	リース債務	13,585
前渡金	4,485	未払金	13,861
前払費用	2,221	未払費用	1,217
短期貸付金	289,775	未払法人税等	2,782
その他	10,294	賃貸料等前受金	5,447
貸倒引当金	△3,338	預り金	18,415
固定資産	147,344	前受収益	5
有形固定資産	13,424	割賦未実現利益	4,192
賃貸資産	12,772	賞与引当金	1,305
社用資産	651	役員賞与引当金	37
無形固定資産	3,336	その他の	318
賃貸資産	257	固定負債	675,316
ソフトウェア	2,904	社債	120,000
その他	174	長期借入金	420,650
投資その他の資産	130,582	債権流動化に伴う長期支払債務	122,130
投資有価証券	40,044	退職給付引当金	4,258
関係会社株式	54,376	預り保証金	7,653
長期貸付金	28,099	その他	622
破産更生債権等	187	負債合計	1,474,648
長期前払費用	97	純資産	の部
繰延税金資産	1,662	株主資本	187,392
その他	6,294	資本金	32,000
貸倒引当金	△179	資本剰余金	66,264
資産合計	1,670,068	資本準備金	30,000
		その他資本剰余金	36,264
		利益剰余金	89,128
		利益準備金	412
		その他利益剰余金	88,715
		繰越利益剰余金	88,715
		評価・換算差額等	8,027
		その他有価証券評価差額金	7,999
		繰延ヘッジ損益	27
		純資産合計	195,420
		負債純資産合計	1,670,068

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
リ ー ス 売 上 高	275,494	
割 賦 売 上 高	16,177	
フ ァ イ ナ ン ス 収 益	6,331	
そ の 他 の 売 上 高	5,205	303,209
売 上 原 価		
リ ー ス 原 価	254,792	
割 賦 原 価	14,666	
フ ァ イ ナ ン ス 原 価	71	
資 金 原 価	3,453	
そ の 他 の 売 上 原 価	1,262	274,246
売 上 総 利 益		28,963
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,136
営 業 利 益		12,826
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,319	
受 取 配 当 金	4,608	
為 替 差 益 他	204	
そ の 他	346	6,479
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,143	
社 債 発 行 費	159	
そ の 他	0	1,303
経 常 利 益		18,002
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	319	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	417	737
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5	
関 係 会 社 整 理 損	4	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	2	57
税 引 前 当 期 純 利 益		18,682
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,404	
法 人 税 等 調 整 額	639	5,043
当 期 純 利 益		13,638

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	32,000	30,000	36,264	66,264	412	79,158	79,571	177,836
会計方針の変更による累積的影響額				—		495	495	495
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,000	30,000	36,264	66,264	412	79,654	80,066	178,331
(当事業年度中の変動額)								
剰余金の配当						△4,577	△4,577	△4,577
当期純利益						13,638	13,638	13,638
株主資本以外の項目 の当事業年度中 の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	9,061	9,061	9,061
当 期 末 残 高	32,000	30,000	36,264	66,264	412	88,715	89,128	187,392

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9,717	△82	9,634	187,471
会計方針の変更による累積的影響額			—	495
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,717	△82	9,634	187,966
(当事業年度中の変動額)				
剰余金の配当				△4,577
当期純利益				13,638
株主資本以外の項目 の当事業年度中 の変動額(純額)	△1,717	110	△1,607	△1,607
当事業年度中の変動額合計	△1,717	110	△1,607	7,453
当 期 末 残 高	7,999	27	8,027	195,420

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ…………… 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

見積賃貸期間を償却年数とし、見積賃貸期間終了時に見込まれる処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法を採用しております。

一部の賃貸資産については、有形固定資産は定率法を採用しております。また、無形固定資産は定額法を採用しております。

(2) その他の固定資産

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益に計上しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については倒産確率を基礎として算定した率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,927百万円であります。

- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用については、発生年度に全額一括処理しております。
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務年数（13年～16年）による定額法により翌期から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引の会計処理
 - ① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び原価の計上基準
リース料を收受すべき時にリース売上高とリース原価を計上する方法によっております。
 - ② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (2) 割賦販売取引の会計処理
金融型割賦取引については、商品の引渡時にその契約高のうち元本相当額を割賦債権に計上し、支払期日の到来の都度金利相当額を割賦売上高に計上しております。
また、販売型割賦取引については販売時に割賦売上高と対応する割賦原価の一括計上を行っております。なお、支払期日未到来の割賦未実現利益は、繰延処理しております。
- (3) 金融費用の計上方法
総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。
資金原価は、営業資産にかかる金融費用から対応する受取利息等を控除して計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段
金利スワップ取引
 - ヘッジ対象
営業貸付金及び借入金
リース債権及びリース投資資産
- (3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法
資産及び負債から発生する金利変動リスクをヘッジし、資産・負債・損益を総合的に管理（ALM）し、安定した収益を確保する目的で、経営会議で定められた社内規程に基づきデリバティブ取引を行っております。
ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動及びキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度計上額

貸倒引当金(流動)

△3,338百万円

貸倒引当金(固定)

△179百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 貸倒引当金の計上」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

リース債権	76,097百万円
リース投資資産	59,759百万円
営業貸付金	46,025百万円
その他の営業貸付債権	818百万円
投資有価証券	1,086百万円
その他(投資その他の資産)	15百万円
合計	183,800百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	594百万円
債権流動化に伴う支払債務	44,741百万円
長期借入金	60百万円
債権流動化に伴う長期支払債務	122,130百万円
合計	167,527百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産の減価償却累計額	19,270百万円
社用資産の減価償却累計額	1,090百万円

3. 保証債務等

他の会社の金融機関からの借入債務等に対する保証

JA Mitsui Leasing Capital Corporation	173,499百万円
PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia	39,396百万円
JA Mitsui Leasing Singapore Pte.Ltd.	38,412百万円
Altair Lines S.A.	17,247百万円
その他	38,144百万円
合 計	306,700百万円

4. リース債権・リース投資資産の内訳

債 権 額	リース債権	リース投資資産
見 積 残 存 価 額	263,501百万円	562,470百万円
受 取 利 息 相 当 額	19,137百万円	27,238百万円
合 計	244,364百万円	548,029百万円

5. 営業債権に係る預り手形

割 賦 債 権 に 係 る 預 り 手 形	1,928百万円
リ ー ス 投 資 資 産 に 係 る 預 り 手 形	385百万円
そ の 他 の 営 業 貸 付 債 権 に 係 る 預 り 手 形	16,170百万円

6. 未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権

そ の 他 の リ ー ス 契 約 債 権	6,877百万円
-----------------------	----------

7. 1年を超えて入金期日の到来する営業債権

割 賦 債 権	52,920百万円
リ ー ス 債 権	170,815百万円
リ ー ス 投 資 資 産	378,804百万円
営 業 貸 付 金	160,580百万円
そ の 他 の 営 業 貸 付 債 権	17,315百万円
未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権	4,492百万円
合 計	784,928百万円

8. 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権	300,673百万円
長 期 金 銭 債 権	28,099百万円
短 期 金 銭 債 務	69,088百万円
長 期 金 銭 債 務	18,968百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	4,660百万円
売 上 原 価	315百万円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,488百万円
営業取引以外の取引高	5,934百万円

2. 資金原価の内訳

支 払 利 息 等	4,099百万円
受 取 利 息 等	△646百万円
差 引	3,453百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸 倒 引 当 金	2,058百万円
退 職 給 付 引 当 金	1,303百万円
減 価 償 却 過 剩	927百万円
関 係 会 社 株 式	502百万円
賞 与 引 当 金	411百万円
そ の 他	989百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	6,193百万円
評 価 性 引 当 額	△858百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	5,334百万円
繰延税金負債	
そ 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,561百万円
そ の 他	△110百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△3,672百万円
繰延税金資産の純額	1,662百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法 定 実 効 税 率	30.6%
(調整)	
受 取 配 当 金 等 の 永 久 差 異	△4.6%
源 泉 税	0.1%
住 民 税 均 等 割	0.2%
そ の 他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.9%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している情報機器及び車両があります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	農林中央金庫	被所有 直接 33.40%	資金の借入 役員の兼任	事業資金の借入 (注)	312,700	短期借入金 1年内返済 予定の長期 借入金	33,500 15,848
				借入利息の支払	187	長期借入金 未払費用	18,968 15

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 利率等は、一般的取引条件によっております。

2. 子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	近畿総合リース㈱	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	事業資金の貸付 (注1)	332,800	短期貸付金	36,350
				利息の受取	114	未収収益	0
子会社	JA三井リース九州㈱	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	事業資金の貸付 (注1)	617,300	短期貸付金	49,460
				利息の受取	225	未収収益	0
子会社	JA三井リースオート㈱	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	事業資金の貸付 (注1)	503,900	短期貸付金	41,500
				利息の受取	178	未収収益	0
子会社	JA三井リース建物㈱	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任等	事業資金の貸付 (注1)	1,440,900	短期貸付金 長期貸付金	147,800 1,700
				利息の受取	415	未収収益	1
子会社	JA Mitsui Leasing Capital Corporation	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任等	債務保証(注2)	173,499	—	—
				保証料の受取	210	未収収益	60
子会社	PT.Mitsui Leasing Capital Indonesia	所有 直接 85.00% 間接 14.99%	債務保証 役員の兼任等	債務保証(注2)	39,396	—	—
				保証料の受取	38	未収収益	14
子会社	JA Mitsui Leasing Singapore Pte.Ltd.	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任等	債務保証(注2)	38,412	—	—
				保証料の受取	34	未収収益	13
子会社	Altair Lines S.A.	所有 直接 100%	資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付 (注1)	31,387	短期貸付金 長期貸付金	9,976 23,499
				利息の受取	350	未収収益	15
				債務保証(注2)	17,247	—	—
				保証料の受取	27	未収収益	13

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事業資金の貸付の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 債務保証については、銀行借入に対して行ったものであり、市場金利を勘案し合理的に保証料率を決定しております。

3. 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	三井物産プラントシステム㈱	なし	設備のリース	リース料の受取 (注)	2,859	リース投資資産	13,586

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) リース取引の条件は、市場金利等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,155円69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 184円74銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2021年11月25日開催の取締役会における決議に基づき、2022年4月1日付で当社の完全子会社である近畿総合リース株式会社の不動産事業を同じく当社の完全子会社であるJ A三井リース建物株式会社に継承させる吸収分割を、当社を存続会社とし近畿総合リース株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

詳細につきましては連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

騰 本

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 20 日

J A 三井リース株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎健介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J A 三井リース株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A 三井リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

騰 本

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 20 日

J A 三井リース株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎健介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J A 三井リース株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

騰 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務し、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社及び関係部門の取締役等から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証するとともに、取締役及び使用人等に必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

J A三井リース株式会社 監査役会

常勤監査役	菅原良美 ㊟
常勤監査役	武田英之 ㊟
監査役	塚本英巨 ㊟

- (注) 常勤監査役 武田英之、及び監査役 塚本英巨は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

事業所

本社	〒104-0061	東京都中央区銀座8-13-1 (銀座三井ビルディング) TEL : 03 (6775) 3000(代) FAX : 03 (6775) 3795
札幌支店	〒060-0002	札幌市中央区北二条西4-1 (札幌三井JPビルディング) TEL : 011 (213) 3291(代) FAX : 011 (221) 8740
盛岡支店	〒020-0022	盛岡市大通1-2-1 (岩手県産業会館) TEL : 019 (622) 4573(代) FAX : 019 (622) 6132
仙台支店	〒980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 (仙台第一生命タワービル) TEL : 022 (263) 5882(代) FAX : 022 (263) 5884
宇都宮支店	〒320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 (明治安田生命宇都宮大通りビル) TEL : 028 (637) 1910(代) FAX : 028 (637) 3432
さいたま支店	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (大宮ソニックシティ) TEL : 048 (645) 7131(代) FAX : 048 (645) 7130
長野支店	〒380-0823	長野市南千歳1-12-7 (新正和ビル) TEL : 026 (229) 7211(代) FAX : 026 (229) 7214
新潟支店	〒951-8068	新潟市中央区上大川前通6番町1214-2 (大同生命新潟ビル) TEL : 025 (222) 2266(代) FAX : 025 (222) 0683
金沢支店	〒920-0869	金沢市上堤町1-12 (金沢南町ビルディング) TEL : 076 (221) 5121(代) FAX : 076 (221) 2346
静岡支店	〒422-8067	静岡市駿河区南町18-1 (サウスポット静岡) TEL : 054 (289) 1369(代) FAX : 054 (289) 1398
名古屋支店	〒460-0008	名古屋市中区栄2-3-6 (NBF名古屋広小路ビル) TEL : 052 (201) 6825(代) FAX : 052 (201) 6827
関西営業第一部 関西営業第二部 関西メディカルヘルスケア7部 関西系統営業部	〒530-0005	大阪市北区中之島2-3-33 (大阪三井物産ビル) TEL : 06 (6202) 9750(代) FAX : 06 (6202) 9749
岡山支店	〒700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 (農業会館) TEL : 086 (223) 2991(代) FAX : 086 (223) 4746
広島支店	〒730-0051	広島市中区大手町2-7-10 (広島三井ビル) TEL : 082 (246) 2021(代) FAX : 082 (246) 1820
高松支店	〒760-0023	高松市寿町2-2-7 (いちご高松ビル) TEL : 087 (822) 1145(代) FAX : 087 (822) 1245

海外支店

台北支店

台北市大安区敦化南路2段97号21F

TEL : (886-2) 2754-5978(代) FAX : (886-2) 2754-5976

国内子会社

JA三井リースオート株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座8-13-1 (銀座三井ビルディング)

JA三井リース建物株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座8-13-1 (銀座三井ビルディング)

JA三井リースアセット株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座8-13-1 (銀座三井ビルディング)

協同ライフケア株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座8-13-1 (銀座三井ビルディング)

JA三井リース九州株式会社

〒812-0027 福岡市博多区下川端町2-1 (博多座・西銀ビル)

近畿総合リース株式会社 (※2022年4月1日を以って解散致しました。)

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-33 (大阪三井物産ビル)

海外子会社

JA Mitsui Leasing Capital Corporation

70 East 55th Street, 22nd Floor, New York, NY 10022, U.S.A.

PT. Mitsui Leasing Capital Indonesia

Plaza Bank Index, 11th Floor, Suite 1106, Jl. M. H. Thamrin
Kav. 57, Jakarta 10350, Indonesia

JA Mitsui Leasing Singapore Pte. Ltd.

1 Raffles Place, #18-02 One Raffles Place, Singapore 048616

First Financial Corporate Services, Inc.

750 The City Drive, Orange, CA 92868, U.S.A.

First Financial Holdings, LLC

750 The City Drive, Orange, CA 92868, U.S.A.